

放課後児童健全育成事業所 運営法人及び運営主体各位

横浜市こども青少年局  
放課後児童育成課長

**新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインの改訂について（通知）**  
**〈新型コロナウイルス感染症関連通知 その26〉**

日頃から、本市の放課後児童健全育成事業にご協力いただき、誠にありがとうございます。

各事業所におかれましては感染防止のための様々な工夫を行いながら日々運営していただいていることに感謝申し上げます。

さて、現在、新型コロナウイルス感染症が発生した場合等は、「令和 2 年 5 月 25 日こ放第 237 号（通知その 23）」及び「横浜市放課後児童健全育成事業所のための新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」をもとに、対応していただいているところです。

この度、新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について関係部署と整理し、感染症発生時の事業所の対応等をより明確にするとともに、「横浜市放課後児童健全育成事業所のための新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を改訂しました。

発生時等には迅速な対応が求められます。今後は、「横浜市放課後児童健全育成事業所のための新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン〈第 2 版〉」に沿った対応としていきますので、事業所の中で十分に共有していただきますようお願いいたします。

## **1 新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応**

「横浜市放課後児童健全育成事業所のための新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン〈第 2 版〉」P27 のとおり。〈第 1 版〉との変更点については別紙 1 のとおり

### **【参考】追記した主な内容**

- ・利用児童・職員の感染が確認された場合について
- ・利用児童・職員が感染者の濃厚接触者に特定された場合について
- ・保護者への周知について（お知らせ文のひな型添付）
- ・学校で新型コロナウイルス感染症が発生した場合について
- ・感染症が発生した場合の情報共有のフロー

## **2 「横浜市放課後児童健全育成事業所のための新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」の主な改正点**

- ・ 2（3）活動に際して取り組むこと
- ・ 2（4）職員が取り組むこと
- ・ 3 新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について
- ・ 4 その他留意点について

### 3 備考

本通知をもって令和2年5月25日こ放第237号（その23）の「3 関係者（児童・放課後事業所職員等）に新型コロナウイルス感染症が発生した場合（濃厚接触者に特定された場合を含む）」を廃止します。

### 4 添付資料

横浜市放課後児童健全育成事業所のための新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン  
〈第2版〉

別紙1「比較表(新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応)」

横浜市こども青少年局放課後児童育成課  
(放課後キッズクラブ)  
大岩、唐澤、深瀬、浅野目、杉本、芳村  
TEL：671-4068  
(放課後児童クラブ・放課後児童健全育成事業)  
田邊、砂  
TEL：671-4446